

平成30年第1回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 会 平成30年 3月 6日 午前10:00

○散 会 午後 0:40

○出席議員（18名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理 恵 子
4番 瓜 生 望	5番 鈴 木 斌 次 郎	6番 佐 藤 敏 雄
7番 鑑 仁 志	8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭 二 郎
10番 佐 藤 義 久	11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男
13番 堀 井 克 見	14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟
16番 大 谷 貞 廣	17番 児 玉 春 雄	18番 西 村 武

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	副 市 長 (総務部長事務取扱)	栗 山 隆 昌
市民福祉部長 藤 原 久 基	福祉事務所長	伊 藤 巧
産業建設部長 菅 原 靖 仁	水道局長	村 山 久 尚
農業委員会事務局長 佐々木 雅 輝	教育部長	菅 原 剛
選挙管理委員会・監査委員事務局長 児 玉 正 生	総務課長	米 谷 裕 二
企画政策課長 千 葉 秀 樹	財政課長	伊 藤 貢
税務課長 櫻 庭 輝 雄	市民課長	菅 生 恵 子
長寿社会課長 仲 山 和 法	健康推進課長	渋 谷 豊
産業課長 櫻 庭 春 樹	都市建設課長	石 川 学
上下水道課長 児 玉 亮 悦	教育総務課長	渋 谷 一 春
学校教育課長 高 桑 博 幸		

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門 間 正 博	議会事務局次長 伊 藤 国 栄
----------------	-----------------



平成30年第1回潟上市議会定例会日程表（第2号）

平成30年 3月 6日（2日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問



午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（西村 武） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、1回目の質問は一括質問、一括答弁方式で行いますが、再質問からは項目ごとに一問一答方式により行います。

なお、時間は答弁を含めまして60分とします。質問の最初は質問席において、再質問からは自席において行います。

本日の発言の順序は、3番菅原理恵子議員、12番藤原典男議員、16番大谷貞廣議員、7番鑑 仁志議員の順に行います。

3番菅原理恵子議員の発言を許します。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） おはようございます。傍聴席の皆様、早朝より、お疲れさまでございます。

今定例会は、改選後初めてでありますことから、私事で恐縮ではございますが、支持していただきました皆様に感謝の思いでいっぱいでございます。この場をお借り致しまして改めて御礼申し上げます。まことにありがとうございました。皆様の依怙依託となつてまいる所存でございます。

また、当局の皆様におかれましても、大変お世話になりますが、何とぞ宜しくお願い申し上げます。

さて、今定例会では、市民の皆様にはいただきました声も含め、大きく4点について質問させていただきます。

それでは、通告文に従い、大きな1点目、地域防災等について。

近年、東日本大震災などの大規模災害が頻発し、地域防災の要として消防団の重要性が増す一方で、人口減少や高齢化に伴い、団員数は各地で減少傾向にあることから政府は、地震などの発災時に限定して出動する「大規模災害団員」を導入するよう、地方自治体に促しております。

大規模災害団員の導入は、災害時の消防団の役割が多様化する中、今後発生する大規模災害において、通常の団員（基本団員）だけでは十分に対応できない事態に備えるためであります。

消防団員数は、1954年の約200万人をピークに、1990年には100万人を割り、昨年は約85万人まで落ち込みました。総務省消防庁の有識者検討会が自治体に行った消防団の実態アンケートによると、「大規模を想定した場合に、現在の団員数で対応できるか」との問いに対し、「不足している」という回答が全体の71%にも上がったそうです。

大規模災害団員は、一定規模の災害時に限って出動し、避難誘導や安全確認、避難所運営などを行う。このように消防団参加のハードルを下げることで、基本団員としての入団が難しい場合でも、希望者を広く募ることが可能となりました。担い手としては、女性や学生、消防団員のOBのほか、企業の従業員らを想定。避難所運営など大規模災害団員が行うことで、基本団員は消火や救助活動などに専念できるようになります。

こうした出動を限定した消防団員は、既に2005年に「機能別団員制度」として設けられており、大規模災害時だけに限らず、昼間や夜間のみの消防活動や広報活動、音楽隊など多様な形態があり、2017年度には全国で約1万9,000人まで増加しております。大規模災害団員も「機能別団員」の一種に数えられており、政府は、基本団員の確保に力を注ぎつつ、発生が懸念される大規模災害時に特化した団員の加入を促すことで防災体制の強化に急ぎたい考えです。

公明党は、地域防災力の強化に努め、一貫して消防団員の人員確保や処遇改善、装備の充実など求めてまいりました。2013年12月に施行された「消防団支援法」の成立を推進し、消防団を地域防災力の中核に位置付けました。大災害に備えた消防団の機能強化へ、各地様々な取り組みが行われております。

愛媛県松山市では、大規模災害時の情報収集体制を整えるため、市内の郵便局員で構成する機能別団員として「郵政消防団員」を導入しております。郵便局員は、日頃の集配業務などで地域の状況や道路事情に精通していることから協力を要請。災害情報の提供や避難誘導、被災者の応急手当などを行うそうです。

また、地元企業の従業員でつくる「事業所消防団員」を設け、就業中に起きた火災に対応。避難所対応に当たる「大学生消防団員」なども結成しているとのことでもあります。

本市にも政府からのご通達があり、平成30年度主要施策に県と連携して取り組んでまいりる旨を掲載しておられますが、それらをも含めてお伺い致します。

①大規模災害限定の消防団員の体制について。大規模災害時には、基本団員だけでは人員不足に陥ることが十分にあり得ますが、即戦力になり得る機能別団員の導入はいかがでしょうか。

②消防団員の処遇改善について。以前にも質問致しましたが、基本団員の減少を抑えるため、費用弁償等を見直してみたいはいかがでしょうか。

③消防団の器具庫整備について。年次計画で、団員詰所にもなっている消防団の器具庫を改修していただいておりますが、平成30年度施策の中にも活動拠点の環境整備を計画的に進めていくこととなっております。計画基準・優先順位などお知らせください。

大きな2点目、公共交通網形成について。

本市地域公共交通網形成計画により、計画の背景と目的の中に市民が生活を維持していくための移動手段として、公共交通は市内外への移動を支える重要な役割を担っています。こうした公共交通の役割を踏まえ、平成27年5月の新庁舎開庁に伴い、マイタウンバスの路線編成を実施するなど、地域住民の利便性向上や移動手段の確保に向けた取り組みを進めてきました。公共交通の利用状況については、利用者が低調に推移している一方で、これを支える財政支出は増加傾向にあるなど、公共交通を取り巻く環境は厳しさを増しております。今後は、高齢化がさらに加速し、高齢者など交通弱者の移動を支える地域の公共交通は、一段と重要性を増す見込みで、バス路線を中心とする地域公共交通の維持・確保への取り組みが重要な課題となっていることなどが掲載されておりました。

また、第5章地域公共交通に関する課題の中には、市民アンケート調査及び路線バス・鉄道利用者アンケート調査の内容から、公共交通の問題点等について整理されており、今後の課題が明確化されております。

本市平成30年度主要施策にも運賃を150円から100円に、子どもは80円から50円に値下げをし、より利用しやすいバスの運行と空白地域へ路線の新設を検討、総合的な公共交通ネットワークの構築に努めていくとありますことから、次の点についてお伺い致します。

①追分地域にマイタウンバス運行の予定は。交通空白区ではありませんが、路線バスでは県道のバス停から天王グリーンランドに行くには歩かなければならない等々、目的地になるべく近くいけるようマイタウンバスの運行も含め路線の検討を。

②公共交通バス、路線バスの利用運賃の統一性について。本市公共交通網形成計画に

ありました利用運賃では、出戸と追分地域が、ほかの地域に比べて高くなっている旨が掲載されておりましたが、今回、私も同様なことを追分地域の方から言われておりますが、現状はいかがでしょうか。

③豊川地域以外でのデマンドタクシーの運行予定は。豊川地域以外で運行の必要な地域もあるかのように思われますが、運行のお考えはいかがでしょうか。

④市内におけるその他の交通手段について。スクールバスが運行されておりますが、天王小学校には、列車で通学をしている児童がおります。スクールバスの運行、もしくは公共交通バスを登下校時間帯に合わせて運行するお考えはいかがでしょうか。

大きな3点目、義務教育の就学前援助について。

経済的な事情で必要な学用品をそろえられないまま入学する子どもがいないように、経済的に苦しい世帯に対し、義務教育に係る費用負担を軽減する就学援助について、今春から入学前支給に踏み切る自治体が大幅に増えております。入学前支給が実施されれば、入学準備に必要なランドセル代などの費用に充てられるよう、対象世帯にとっては一時的な出費を抑えることができます。

これまでは、小学校入学前の支給は国の補助を受けられず、自治体負担で実施しなければならなかったが、公明党の提案で国の補助金交付要綱が改正され、今年度から補助の対象に加われました。これを受け、入学前の支給を予定する市区町村は、昨年6月時点では、前年度の89団体から711団体へと約8倍に急増致しました。ただ、国の補助は要保護世帯のみが対象であり、準要保護世帯分の予算は自治体が準備する必要があります。

県内で準要保護世帯にも入学前支給を行っている自治体は、平成28年度以前から自主的に入学前支給を行っている7市町に加え、平成29年度前倒し支給を行う市町村が7となっており、14市町村が入学前支給に踏み出しております。

文部科学省の入学前支給実施状況・参考資料によりますと、本市の回答は、平成29年度の前倒し支給は検討しないとなっております。全国的に入学前支給ができない理由として、予算措置や支給ルールを定める条例などの見直しが間に合わない、対象世帯の把握ができなかったなどの理由を挙げております。以上の観点からお尋ね致します。

①本市で入学前支給を行わない理由は何なのでしょうか。

②近隣自治体が入学前支給を行っております実態を見ましても、平成31年度からは、入学前支給が望ましいと思いますが、いかがでしょうか。

大きな4点目、中小企業の設備投資の支援について。

この度、中小企業庁は平成30年度税制改正において、国・市町村が主体となって中小・小規模企業の投資を後押しし、生産性向上を支援するため、今後3年間を集中投資月間と位置付け、中小企業の生産性革命の実現のため、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援することとなりました。認定を受けた中小企業の設備投資については、臨時・異例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例を講じることと致しました。

特例措置は、集中投資期間（平成30年度～32年度）に限定し、2つの要件があります。

1つ目が地域の要件（行政側）と致しまして、導入促進基本計画、いわゆる生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）の同意を受けた市町村。市町村の条例で3年間、固定資産税の特例率を0以上2分の1以下とすること。但し、この場合、国から地方交付税交付金の75%が税収補填されることとなっております。

2つ目が設備投資の要件（事業者側）となっておりますが、市町村が策定した計画に基づき認定を受けた中小・小規模企業が実施する設備投資、設備導入により、労働生産性が年平均3%以上向上する設備投資、商品の生産、販売活動等のために直接供される新たな設備投資となっております。

この法案は3月中旬に意向調査があり、意向を示した自治体は今のところ、仮称ではありますが、臨時措置法の同意を受けることができます。本市におかれましても同意を受け、中小企業の生産向上に向けての支援策を講じてみてはいかがでしょうか。

以上、壇上から大きく4点にわたり質問させていただきました。

ご答弁のほど、宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。栗山副市長。

○副市長（総務部長事務取扱）（栗山隆昌） それでは、3番菅原理恵子議員の一般質問の1つ目「地域防災等について」お答え致します。

近年、社会情勢の変化により、全国的な傾向として消防団員減少が顕著になっており、秋田県内の各市町村も同様であります。

本市におきましても退職団員の補充に積極的に取り組んでいるところでありますが、平成24年から平成29年まで5年間の消防団員総数の推移は微減している状況にあります。

全国的に団員数の減少に歯止めがかからず、本県でも同様の状況が見受けられていることから、議員のご質問にありますよう、平成30年1月19日付けで消防団の充実強化に

向けた協力依頼として、総務大臣からの書簡を本市でも収受しているところでもあります。

さて、ご質問の1点目「大規模災害限定の消防団員の体制について」は、現在、県内で機能別消防団制度を導入しているのは7市2町であり、本市は未導入でございます。

県内の機能別消防団を構成する団員は、主に消防団員OBが主流と伺っておりますが、本市では消防団の定年年齢を定めていない実情もあることから、導入への検討に至っておりませんでした。

しかしながら、議員のご提言にあります「機能別団員」の担い手となる学生、女性、企業などの従業員の方など、加入促進は重要と捉えております。市では「学生消防団活動認証制度実施要綱」、平成29年3月28日告示でございますけれども、それを整備致しまして、継続的に消防活動に取り組み、地域社会へ貢献した大学生等を市が認証することで就職活動を支援するとともに、学生の消防団への入団を促進しております。

また、市消防団女性消防団員に関する要綱を整備し、これまで各分団に所属していた女性消防団員を市職員で構成する本部団員に配属し、女性部として高齢者や一人世帯の訪問、災害予防、広報活動など、女性部ならではの活動を行っております。

事業所消防団員についても市内企業3社から設置いただくとともに、「郵政」関係では、「潟上市と秋田中央郵便局並びに潟上市郵便局との災害発生時の対応と平常時における高齢者等見守り活動の相互協力に関する協定書」を締結し、大規模災害に備えているところでもあります。

これらの取り組みを通じ、現在、「機能別団員制度」の土台となる活動を進めているところでもあります。今後、基本的には、団員に大幅な不足が生じる恐れがある場合、必要に応じ「機能別団員」の棲み分け、導入を図りたいと考えております。

ご質問の2点目「消防団員の処遇改善について」は、消防団員の皆様には24時間、昼夜を問わず火災発生時の消火活動並びに自然災害時の対応に全力で当たっていただいております。この度、消防庁長官通知の中にも処遇の改善として、年額報酬や出動手当の引き上げについての記載もあることから、県内市町村の動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目「消防団の器具庫整備について」でありますけれども、消防団の活動拠点の環境整備の計画基準・優先順位につきましては、昨年策定した「潟上市公共施設等総合管理計画（個別計画）」に基づき、進めることとしております。現状では昭和40年から50年代に建築された器具庫については、特に老朽化が著しく、消防資機材の保管場

所が足りないなどの課題があるため、建築整備から30年以上経過した分団器具庫は、老朽化等の状況を総合的に判断し、順次改修する計画としております。

これまで平成17年度以降、9棟9分団の改修を実施しておりますが、改修の主たる財源は「石油貯蔵施設立地対策等交付金事業」を活用していることから、事業内容が偏らないよう「消防器具庫建築」に加え「消防用ポンプ整備」「防火水槽設置」等、消防施設の整備拡充と活動拠点の環境整備についてローリングしながら事業執行しております。

今後も将来の地域防災の中核を担う人材を確保することを目的として、消防団員の加入促進や活動条件の整備に向けて、県と連携し、鋭意取り組んでまいります。

続きまして、2つ目「公共交通網形成について」お答え致します。

少子高齢化が急速に進行する中でバス運行は、高齢で免許を返納した方などにとって、買い物や通院に欠かせない交通手段となっており、さらなる利便性の向上が求められております。

このような中、平成29年6月に策定した「潟上市地域公共交通網形成計画」は、潟上市の地域公共交通のマスタープランとなるものであり、この計画に基づき、駅や交通空白地域に対する日常生活に必要な移動手段の提供、利用需要に見合った運行形式・運行形態を踏まえた上で、マイタウンバスの路線変更及びデマンド交通の導入等により地域住民の移動の手段を提供し、地域公共交通のサービス充実と利用者増加を目指しております。

この計画に基づき、マイタウンバスの運賃を現在の大人150円からワンコインの100円に、子ども80円から50円に値下げし、より利用しやすいバス運行を目指しております。

ご質問の1点目「追分地域にマイタウンバス運行の予定は。」についてお答え致します。

現在、追分地域を通過する路線は、秋田中央交通運行路線の追分線が運行されておりますが、バス停から遠い地域の方からは、市道二田追分線から出戸地域を経由し、市役所・天王グリーンランドを目的地とした路線の新設が要望されております。現在、デマンド型乗合タクシーを導入する方向で検討しておりますが、どこを経由し、乗降場所をどうするのかなど、道路運送法に基づき運輸支局や県などと協議が必要であり、様々な角度から調査・検討を進めております。

実施時期につきましては、計画に盛り込んでいるように、平成31年度から実証運行ができるよう準備を進めているところでございます。

ご質問の2点目「公共交通バスと路線バスの利用運賃の統一性について」お答え致します。

ご質問にありますように出戸・追分地域を通過する秋田中央交通運行の追分線は通常のバス料金となっており、マイタウンバスは一律150円であります。しかし、市が発行する「割引利用券」を使用することで、潟上市内で乗降した場合に限り、マイタウンバスと同額の150円で利用することができます。この制度は、旧天王町時代から実施している制度であり、合併後には昭和・飯田川地域を通過する「五城目線」にも、この制度を適用しており、平成28年度実績で約8,000の方がこの制度を利用しております。したがって、利用運賃は実質的に統一されていることをご理解いただきたいと思います。

ご質問の3点目「豊川地域以外のデマンドタクシーの運行予定について」お答え致します。

デマンド型乗合タクシーの今後の導入については、先ほど答弁しましたとおり、追分地区をはじめ地域公共交通網形成計画に基づき検討致しますが、導入の基本的な考え方として、利用状況が悪いバス路線を予約が必要なデマンド型に切り替えるとともに、トリガー制度という目標値を設定し、目標に達しなければ路線廃止するなど、費用対効果を勘案した路線の見直しを検討してまいります。

ご質問の4点目「市内におけるその他の交通手段について」お答え致します。

現在、市で運行しているスクールバスは、豊川小学校と大久保小学校が統合された際に、豊川地区から通学する児童の安全を図るために平成24年度から運行を開始したものであります。小学校の統合という特殊事情によってスクールバスを運行しておりますことをご理解願います。

また、公共交通バスを登下校時間帯に合わせて運行する考えであります。現在のマイタウンバスの運行時刻は、JRとの接続を重点にしており、登下校の時間に合わせるには、運行本数を増便する必要があり、財政負担が伴います。さらに、JR利用者が減少することへのJR側の理解など解決しなければならない多くの課題があることをご理解いただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（西村 武） 菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） 3番菅原理恵子議員の一般質問の3つ目「義務教育の就学前援助について」お答え致します。

ご質問の1点目の本市で入学前支給を行わない理由についてと、2点目の平成31年度からの入学前支給のご提案について、合わせてお答え致します。

入学時に必要な資金は決して少額ではなく、入学前支給の実施により一時的な出費を抑えることが望ましいというのは菅原議員のご指摘のとおりであります。

ご質問の中にありましたように、前倒しで支給を行うためには、予算措置や要綱の整備、支給ルールの確立が必要となります。本市におきましても平成30年度入学児からの入学前支給を検討致しましたが、先ほど申しましたと同様の理由で、入学前支給は見送っております。

現在、平成31年度入学者に対しての入学前支給に向けて、要綱の見直しや平成30年度での予算措置をしており、平成31年度入学者からは入学前支給を実施する予定であります。

以上です。

○議長（西村 武） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 3番菅原理恵子議員の一般質問の4つ目「中小企業の設備投資の支援について」お答え致します。

国では、中小企業の生産性革命に向けて、平成30年度からの3カ年を集中投資期間と位置付け、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図ることとしています。これは経済産業省及び中小企業庁が今国会に提出している「生産性向上特別措置法案」に基づくもので、これにより市町村は「導入促進基本計画」を策定し、労働生産性の向上を目指す企業を支援する環境を整備するものでございます。

一定の条件に該当し、本制度を利用しようとする企業は、年率3%以上の労働生産性の向上を見込める「先端設備等導入計画」を策定し、所在する市町村が「導入促進基本計画」を策定していれば、各種補助事業の採択要件が緩和されることとなります。

また、本設備投資に伴う償却資産に係る固定資産税についても、市町村が特例率を0以上2分の1以下とする特例措置を設けることにより、税制面でも支援することになります。

なお、本制度に伴う市町村の固定資産税の減収分については、普通交付税で措置される見込みであります。

以上、本制度の概略になりますが、潟上市と致しましても、商工会など関係機関と連携しながら、本制度の導入について前向きに検討しているところであります。

以上であります。

○議長（西村 武） 3番、再質問ありますか。3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 1番の①、いろいろと検討していただいております、また、郵便局との提携もしているということで、まず①はオッケーと致します。

②消防団員の処遇改善につきましても、県内の動向を見て検討していくということでありましたけれども、やはりこれは近隣市町村の最高値を検討していただけたらうれしいなと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（総務部長事務取扱）（栗山隆昌） 菅原理恵子議員の再質問にお答え致します。

先ほどご説明しましたとおり、今後、県内の情勢等も考慮しながら検討してまいります、最高と言われますと、そののところも含めて検討させていただきたいと思いますので、宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 宜しくお願い致します。

③消防団の器具庫整備についてでございますが、築30年以上経過したものについて今まで改修、9回行って来たということですが、私ちょっと相談された分団の方なんですけれども、分団員数が結構多くて、活動拠点となる場所が狭いと。そういう場合は優先順には、どのように反映していくものかどうかということでありましたので、その点についてお伺い致します。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（総務部長事務取扱）（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

私、先ほど消防団器具庫につきましては、計画的に整備を進めているということでお話させていただきました。合併してからも9カ所について分団器具庫を整備していますけれども、今後も必要な箇所は、うちの方でも計画的に整備していくわけですが、それに加えてそういう特殊事情というものは今のところ把握しておりませんので、もしありましたら個別にご相談いただければ、可能かどうか、うちの方で検討してみたいと思います。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 大きな1点目は以上で終わります。

大きな2点目、①につきましては、新設要望を受けてデマンドタクシー等も検討して

おるといふことでありましたので、その件に関してはいいかなと思います。

②の公共バスの利用料金についてですが、これ私相談された方は、じゃあ市の発行している割引券がご存じでなかったと思うんですね。その点やはりどうやって周知をしているのか、再度お伺い致します。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（総務部長事務取扱）（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

割引方法についての周知が徹底されていないのではないかとということでございますけども、うちの方としましては、事あるごとにそういう周知をしているつもりでございますが、広報等、ホームページ等でお知らせしているところでございますが、この後も周知を徹底してまいりたいと思います。宜しくお願ひ致します。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） ④に移りたいと思います。④なんですけれども、大豊小学校、豊川に関しては特殊事情だっているのは私も重々承知をしております。ただ、これは、通学されている保護者に関しては、これは通用しないと思うんですね。天王小学校で昨年12月4日から8日に保護者に対してアンケート調査を実施致しました。アンケートのその他の箇所について、列車通学に対しての無償化やスクールバスの運行について要望が出ておりました。この件については以前から出ており、要望は市教育委員会に伝えているが、予算の関係上、公共交通機関を活用していただきたい旨の回答が掲載されておりました。天王小学校を含むすべての学校において、やはり教育の現場として均衡ある子育て環境を推し進めなければならないと思いますが、この件についていかがでしょうか。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまの再質問にお答えしますけれども、私も天王小学校のOBとして事情はよく知っているものでございますが、まずJR、旧国鉄以来、子どもに対する乗車運賃というのは格段に下げて、一応そういう保護をするために今まで措置をされてきたということです。仮に天王小学校にそういうスクールバスを上二田地域だと思っておりますけれども、その地域の子どもたちを今度は市のバスで運ぶということになると、これは今、JRが民間にいつている以上、民業圧迫という恐れがあります。それで、先ほど副市長の答弁にも何も検討しないとは言っていないわけですが、ただ、そういう難しい問題があるので、そこをきちんとクリアしていきながら子どもたちの教育環境にとって、保護者の子育て環境にとっていいものは何かということを目指していくということ

なんだと思うんです。実際に我々がやっていることでバス路線が撤退したり、JR路線が撤退するという事は、最終的には不利益を市民が被ってしまうということになりますので、そこは我々と同じまちづくりをする仲間だという観点で、きちんとやはり丁寧に協議を進めていくことは肝心だと思います。ただ、今ご提言があったとおり、親御さんのご希望であるとか子どもさんたちに便益も含めて、この件に関しては引き続き検討させていただきたいと思います。どうぞ宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 市長の答弁もいただきましたので、前向きの検討を宜しくお願い致します。

大きな3点目、平成31年度から前倒しして入学前支給を実施していくということでありましたので、この件に関しては了解致しました。

大きな4点目に移りたいと思います。これもまた連携しながら前向きに検討するというような答弁でありましたので、私からは以上、一般質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって3番菅原理恵子議員の質問を終わります。

次に、12番藤原典男議員の発言を許します。12番藤原議員。

○12番（藤原典男） おはようございます。日本共産党の藤原典男でございます。朝早くから傍聴に駆けつけました市民の皆様、本当にご苦勞様でございます。

また、3月議会を準備されました市長はじめ職員の皆さん、本当にご苦勞様でございます。

私は、市民生活に関わる点について、1つ目は国民健康保険の収納対策と子どもの均等割減免について、2つ目は入学準備金について、3つ目は危険空き家の解体促進と固定資産税の扱いについて質問致しますので、宜しくお願い致します。

まず、国民健康保険の収納対策と子どもの均等割減免について伺いたいと思います。

去年の12月議会でも触れましたが、平成30年4月1日より国民健康保険制度が市町村より都道府県単位化に移行されます。国保税の収納対策について、県の改善点が出されました。このことと子どもの均等割減免について質問致します。

県議会で、加賀谷千鶴子議員は、一般質問や総括質疑で国民健康保険事業は「社会保障」であり、市民の命と健康を守るために、高くて払えない滞納世帯のために国民健康保険税の負担軽減のために繰り入れることや、滞納者の把握に努め減免制度や福祉施策

につなげることなど収納対策の改善を求めました。

秋田県国民健康保険運営方針には、県が行う収納対策の部分に「保険税滞納世帯に対しては、個別事情を把握の上、事情を考慮した対応に努めるよう助言・指導を行う」が追記されました。また、市町村では「徴収猶予や分割納付などの個別の事情に応じた納付相談を行う」などが追記されました。これに対する見解と本市での現状、扱いについて伺います。

国保の均等割については、サラリーマンなどが加入する被用者保険では、子どもの人数が増えても保険料が変わりませんが、市町村国保は、世帯内の加入者に応じて賦課される均等割があるため、「子育て支援に逆行する」として我が党は政府に改善を求めています。

地方議会では東京都が平成29年3月に、全国知事会では平成27年1月に、「子育て支援の観点から子どもに係る均等割の軽減」を要請しております。最近では、埼玉・ふじみ野市や富士見市が第3子からの全額免除を今年から実施する予定です。

ふじみ野市（人口11万4,000人）の例を紹介しますと、対象は18歳未満の子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の均等割を全額免除し、所得制限はなしとする。減免額は、1人当たり3万6,100円（医療分は2万5,100円、後期支援分1万1,000円）、影響は対象人数203人、減免総額733万円、時期は平成30年4月からとなっております。

本来、子どもが生まれた場合には、担税能力がないにもかかわらず均等割が増え、子どもが増えるほど国保税が高くなるのは、子育てに矛盾したことだと感じます。国保の都道府県単位化があっても、その市町村が判断すればできることだと思いますが、本市ではどのように考えているのか、実施した場合の対象人数とか減免総額はどうなるのか、子育て支援をこの観点からも行うことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。伺いたいと思います。

2つ目は、入学準備金について伺います。

文科省の調査によれば「就学援助実施状況等調査の結果」について、平成29年12月15日通知に、準要保護の入学準備金について、平成30年度入学分に入学準備金を実施、また、実施予定の市町村の割合は、小学校で約4割、中学校で約5割まで広がりました。これは保護者や関係団体の運動が、政府と各自治体を動かしたものと思います。平成30年度入学分に入学前支給を実施、あるいは実施予定の市町村数は、小学校では1,751市町村中711で40.6%、中学校では1,743市町村中856の49.1%となっております。子ども

の入学には、制服をはじめ様々な費用がかかります。準要保護世帯では、子どもさんの新たな旅立ちを喜ぶ反面、お金の工面も毎月の生活費のほかに準備しなければいけないなど、やりくりが厳しいことだと思いますが、ここに自治体からの入学前支給があれば、なんと助かることか知れません。

本市での平成30年度入学に対し、準要保護世帯への対応はどのような取り組みになっておりますか。また、入学準備金の対象者の拡大、内容の充実を含めて考えておりますか、伺いたいと思います。

3つ目の質問に入ります。危険空き家の解体促進と固定資産税の扱いについて伺います。

解体が必要な危険空き家については、本市でも各自治会と連絡を取り合いながら注意深く対応していることと存じます。解体を要する危険空き家については、周辺の住民の方より、いつ自分の家に被害が発生するのかと、いつも天候が荒れるときに早く対応していただきたいという声が届いております。以前にも同僚議員から、このことについて一般質問がありましたが、空き家解体に対して本市でも「空き家解体撤去補助事業」の制度が制定され、1解体当たり60万円まで補助が出るようになりましたが、この事業の進捗がスムーズに進んでいないのではないかと思います。今後の事業促進策について伺います。また、解体後の更地となった土地には、固定資産税が高く評価されて、解体はしたものの、その後の支払いに躊躇しているのも実態ではないでしょうか。解体後の土地の課税標準額については安くなる場合もあると思いますが、課税標準額が高くなるのが実態ではないでしょうか。このことについても、伺いたいと思います。空き家解体後の固定資産税については、3年間ほど以前のままの税率で対応する自治体もあります。本市でも、このような対応も必要だと思いますが、当局の考え、今後の対応について伺いたいと思います。

まずは壇上から1回目の質問をしましたので、宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 12番藤原典男議員の一般質問の1つ目「国民健康保険の収納対策と子どもの均等割減免について」お答え致します。

国民健康保険税の収納対策については、市では、県の指導、助言に基づきながら滞納世帯に対して、個別の事情を的確に把握するため、分割納付や納税相談を実施し、収納率向上や負担の公平性を確保するよう努めているところであります。

国民健康保険税の子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入については、平成28年度に全国知事会より国に対し、医療保険制度改革推進に関する提案・要望があり、子育て支援の一環として、国保被保険者の第3子以降に対する国保税均等割額免除を、平成30年度から実施する予定の自治体もあると聞いております。

本市と致しましては、今のところ第3子以降に対する「国保税均等割額の免除」については考えておりませんが、これから国保制度の改正状況や県内市町村の状況を見極めながら対応したいと考えております。

なお、第3子以降に対する国保税均等割額の免除を実施した場合の対象者数と減免総額については、現在の国保被保険者では18歳未満の被保険者がいる世帯数は27世帯、第3子以降の人数は32人、減免総額は95万3,600円になる見込みとなっております。

続きまして、一般質問の3つ目「危険空き家の解体促進と固定資産税の扱いについて」お答え致します。

市では、倒壊など危険性の高い特定空き家については、自治会等と連携し応急措置などの対応を行うとともに、所有者に対して適正管理を促す通知を送付しておりますが、補助金制度を活用しても自己資金を要するため、空き家の解体がなかなか進まない状況にあることは、藤原議員ご指摘のとおりでございます。

県内では、最も高い補助率として平成27年度から空き家解体撤去補助金交付事業を実施しておりますが、今後も補助金制度を周知するとともに相談者には、きめ細やかな対応をするなど、事業の推進と強化を図ってまいります。

また、空き家解体後の固定資産税の減免については、解体を検討している方に少しでも解体しやすい環境をつくるため、全国の自治体の実施状況を鑑み、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） 12番藤原典男議員の一般質問の2つ目「入学準備金について」お答え致します。

ご質問の1点目「平成30年度入学者に対し、準要保護世帯への対応について」お答え致します。

本市におきましても平成30年度入学児からの入学前支給を検討致しましたが、前倒しで支給を行うためには、予算措置や要綱の整備、支給ルールの確立が必要となりますの

で、入学前支給は見送っております。

現在、平成31年度入学者に対しての入学前支給に向けて、要綱の見直しや平成30年度での予算措置をしており、平成31年度入学者からは入学前支給を実施する予定であります。

次に、ご質問の2点目「入学準備金の対象者の拡大、内容の充実について」お答え致します。

まず、対象者の拡大についてですが、本市では準要保護児童生徒の認定基準は、保護者が、1つ目と致しまして、生活保護法の規定による保護の停止または廃止措置を受けた方、2つ目と致しまして、地方税法第295条第1項の規定による市町村民税非課税または同法第323条の規定による市町村民税の減免措置を受けた方、3つ目と致しまして、児童扶養手当法第4条の規定による児童扶養手当の支給を受けている方、以上のいずれかに該当する方、または、その他要保護者に準ずる程度に経済的に困窮していると委員会が認める方としております。

平成30年2月15日現在、254人、10.9%の準要保護児童生徒がおり、援助しておりますが、市では対象者の拡大については現在は考えておりません。

次に、内容の充実についてであります。新入学児童生徒学用品費で購入できる物は、小学校または中学校に入学する方が通常必要とする学用品及び通学用品となっております。市では、入学準備金の使途は具体的には限定しておりませんので、家庭の実情に応じて利用いただいておりますので、ご理解願います。

以上でございます。

○議長（西村 武） 12番、再質問ありますか。12番藤原議員。

○12番（藤原典男） まず、収納対策についてなんですけれども、今回、国保のところでも、これはやはり県の回収機構がその生活実態を無視して預貯金や、それから給料の差し押さえをやってきたと、強制的に。これへのやはり批判であるし、反省だと思うんですよ。ですから、こういうことがないように、今、市では分割納付とかいろいろなことをお話しましたけれども、私はまだ収納対策として市でできることがあると思うんです。そのことについてもう一回伺いたいと思いますけれども、どうですか。

○議長（西村 武） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 藤原議員の再質問にお答えを致します。

本市におきまして収納対策につきましては、これまでも実情に応じて県の滞納整理機構と連携をとりながら事務を進めているところでございます。

議員の発言には、ちょっと厳しいんじゃないかというご質問もありましたけれども、納付されている方にとりましては、納付されていない方がいるとご負担が増えるということもございますので、そこら辺は公平・公正を欠かないように事務を進めているところでございます。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 以前の県の回収機構なんですけれども、いろんなやり方がありましたけれども、生活実態を無視したいろんなやり方をやってきたということの反省の表われだと思えます。私は決して、お金があるにもかかわらず、もう全然収納に応じないとか、言ってみれば悪質、そういう方は除いて、ちゃんと生活実態こういふことだから収入がなくて、足りなくて、払いたいけれども払えない、それがずっと続いてきて大きくなっている、これに対するやはり対応、そのことを私は言いたいです。

それで、先ほどの答弁の中にもありますけれども、本当に収納が大変、支払いが大変、しかし払いたいという方もいると思えますけれども、その方については、先ほどちょっと答弁欠けていたと思えますが、国保には減免制度もありますので、あと対象になるかならないかは税務課の判断だと思いますけれども、積極的にやはり減免制度をお知らせして、10分の3、それから半額というふうな適用になればそういうことがありますけれども、収納だけに力を入れるんじゃないで、こういう制度も実際ありますから、そういうことの制度も教えていく、そういうことも必要だと思えますけれども、どうでしょう。

○議長（西村 武） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 藤原議員の再質問にお答えをします。

納税が厳しい方には分納、あるいは誓約書を書いて本人の方に実情に応じて事業を進めているところであります。

また、減免制度の周知ということでございますが、当然本市においてもその周知はされていますし、県内では減免に対しては多い市と認識をしております。

以上であります。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） それでは、次に国保の中の子どもの均等割の減免について伺いた

いと思います。

全国知事会の中でも子どもが増えれば、賦課の人数がだんだん大きく、金額的に大きくなる。しかし、子どもは税金を支払う能力がないですから、子どもさんが増えれば喜ばしいことなんですけれども、一方で自動的に国保が均等割のところは人数分が多くなっているということで、全国知事会では、やはりこれを是正した方がいいんじゃないかと政府に言っているわけです。

それで、もう4月から国保が県単位の関係になっていきますけれども、それを前にしてあきる野市でもいろんなところでもこの均等割のところをなくしていく、あるいは減免していくというところが出てきております。4月からなったときに、県に相談しなくとも本市独自に必要なであればやれるのかどうか、そこら辺はどのように判断しておりますか。

○議長（西村 武） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 藤原議員の再質問にお答えを致します。

ご質問にありました第3子の減免については、昨年7月に全国知事会から提案があったものでございます。本市におきましても、これらは検討課題としておりまして、第3子に関する免除を実施するにあたりましては、ほかの被保険者の方の負担のならないように財源の確保が必要であるかと考えてございます。これらを踏まえまして、全国の自治体の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えておりますが、今年度から県が主体となる事業につきまして、この減免制度というものは市独自で決めるものでございますので、可能ではあると考えてございます。

以上であります。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 昨日の議論にもありましたけれども、賦課については市の仕事だという答弁もありましたので、今、はっきり答弁いただきましたけれども、対象人数、それから減免総額のことについても伺いましたが、18歳以上の方がいる世帯は27世帯で、第3子以降の方が32人ということ、それから減免総額が95万円という答弁先ほどありましたけれども、これは私、頑張れば実現可能な数値だと思うんですよ。どうですか、これやはり無理だと思いますか。私はもう頑張ればやれると私は判断しますけれども、早期にやはりこういう実態が長く続くようであれば、やっていくべきじゃないかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

実態としては、先ほど市民福祉部長が申し上げたとおり世帯数は27、第3子以降の人数は32、減免総額は95万3,600円、それが市で負担できないか。できます。しかし、これは金額の問題ではなくて、こういった補償費、税の公平とは一体何かということにかかわる問題です。先ほど市民福祉部長、何度も言うておりますが、払っている方がいて、そして払わない方がいる。払わない方の中には払えない方と、それから残念ながら能力がありながら払っていただけない方がいる。そこを我々何とかして行政的な区分の中で緩和しようとしていろいろなご相談に応じたり、あるいは分納であるとか収納猶予であるとか、そういったことを措置を講じているわけです。

確かにお子さんが増えれば、それだけこの負担が増えるということはわかります。ただ、先ほど担税能力がないとおっしゃいましたが、子どもに担税能力ではなくて、税を払うのは保護者であります。その部分を、じゃあこれから少子高齢化の今、どうやってやれば一番バランスがとれて、一番皆さんが、ほぼ納得がいけるような状況でご負担いただけるのかということは、これは制度の根幹にかかわる問題であります。ですから、ここは人数であるとか金額の多寡ではなくて、その議論をした上で、さらには都道府県知事会からの要望ということは、これは日本国政府に対する要望であります。一体、国としてこれを全国的にバランスを取るために一体どのようにするのかということも私ども市長会の方でも国の方に申し上げて、この問題については検討を深めていかなくてはならない問題ではないかと思えます。

先ほど市民福祉部長申し上げたとおり、減免云々に関しては、市の裁量でやれる部分もあります。私ども潟上市が全国に先駆けて、ほぼ先駆けてです、それをやる必要があるかどうかということもまた議会の中でご議論いただきながら、この問題について深めてまいりたいと思えます。どうぞ宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 市長から税の公平性の問題ということで、払っていけない人、それから払わない人、それから国の根幹の制度に係ることとかいろいろまず答弁ありましたけれども、これは広報で、皆さんご存じだと思いますが、協会けんぽ、これが広報に掲載されましたけれども、協会けんぽでは引き下げということで、何、何%、今ちょっとないんですけれども、かたがみ広報に載っておりました。これどういうことなのかと

言えば、やはりこれからの子育て世代等いろいろな経済情勢を見れば、必要なことであればやっていくということだと思えるんですよ。ですから私は子育てに関するこの問題、かなりの大きな額ではなくて、少額でいろいろな方が生活上、助けられるということであれば、やはり本市のこれからの検討課題として、していただきたいと思えますけれども、先ほど部長からも本市の検討課題だと言っておりましたが、もう一度そこら辺について市長からお願いします。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答えします。

私も検討課題であるということは認めます。これは我々潟上市だけではなくて、県、それから国においても検討課題であろうと思っています。

問題は、その部分が、どれだけ皆さんがご納得してお支払いいただいて、これは税と同じことでありますから、その部分がどれだけ皆さんが公平だと思っただけかかどうかだと思っています。ですから、その部分を我々としてきちんと検証して、さらには議会の方でもご議論いただいて、何が必要で、何が必要でないものというのはほとんどないかもしれませんが、そういったものをきちんと区分けしていきながら議論していかないと、これをやったことによってほかの制度面でのアンバランス、不公平が生じる可能性もあるやにしません。その部分は、また担当部局の方に精査させながら、私の方で最終的には決断を申し上げ、皆さんと議論を深めてまいりたいと思います。どうぞ宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 1番目の国民健康保険の収納対策と子どもの均等割減免については、以上でまず終わります。

次に、入学準備金のことについて伺いますけれども、私、実は去年もこの同じことを提案しております。それで、今年からやれなかった理由については、予算措置とか要綱の関係とかのまず答弁ありましたけれども、1年間かかればそういうのはできるんじゃないかなと私は思っておりましたけれども、来年からやるということですが、このことについては、来年からやるということですので、この1年間の取り組みについては私はお聞きしませんけれども、ぜひ確実にやれるように要請致します。

それで、対象の拡大なんですけど、内容の充実について、対象の拡大については、今やはり経済情勢が非常に悪くなっておりまして、この間、消費税が8%になりました。そ

れから、政府の生活保護基準も引き下げられております。この中で対象となるのは、生活保護基準の1.3倍なわけでしょう。そうすると、全体的にやはりその準要保護のところが対象者が少なくなっているということだと思っております。このことについてどうなんですか。

○議長（西村 武） 菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

生活保護の基準が平成25年度から引き下げになっておるはずですがけれども、文部科学省からは、その際に、それによる不利益がないようにということでの通知をいただいております。そういうこと、この通知を受けまして、潟上市では基準は引き下げないまま24年度の生活扶助の基準額が高いもので算定しております。そういうことをご理解願います。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 平成24年度の時点での計算だと。その後に、やはり経済情勢としては消費税の問題とかいろいろなことがあるので、生活実態はやはりかなり落ちていると思っております。市町村によっては生活保護基準の1.3倍じゃなくて1.4倍だとか、1.5倍までをこの準要保護ということで対象として扱っておりますけれども、その拡大については考えておりませんか。私は今の状態では、やはり考慮していくべきだなと思っておりますけれども。

○議長（西村 武） 菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

手元の資料ですがけれども、要保護・準要保護の援助率、県内の一覧表がございます。潟上市どの程度かと言いますと、ちょうど中ほど、半分よりは上という状態になっておりまして、上を見ると当然もっと援助を受けている方の割合が多い市町村ございますけれども、潟上市は半分よりは上ということで、今、緊急に見直しが必要だというような認識はございませんので、ご理解願います。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 県内では中ほどだと。急を要しないということで、まずそこにもっと引き上げなさいというのもなんですから、まずこのことについては了解しました。

但し、来年度の入学準備金については、早めに、先ほどの答弁ではやりますということでしたけれども、やるのであれば早く喜ぶように早めに実現していただきたいと、そのことについてはどうですか。

○議長（西村 武） 菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

議員ご提案のように、なるべく早く新入学時に、その家庭に周知を図れる、あるいは早く安心していただける、そういった形で運用できるように努めてまいります。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 次に移ります。危険空き家の解体促進と固定資産税の扱いについて伺います。

この中では私、具体的な数値は聞いておりませんが、しかし、把握はしていると思うんです。今すぐ解体が必要なものについて、対応は今どういうふうになっているのか、全部連絡取れているのかどうか、そこら辺ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（西村 武） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） ご質問にお答え致します。

本市におきましては、潟上市空き家等適正管理に関する条例を平成26年に制定しております。それに基づき事業を進めているところでございます。

ご質問の空き家の件数でございますが、平成26年から今日まで特定空き家、いわゆる倒壊の危険の高い空き家でございますが、制定してから10件ほど解体を進めております。現在、天王地区、昭和地区、飯田川地区の潟上市の合計が613件ということになってございます。

以上であります。

すいません、補足します。先ほど件数を613件と申し述べましたが、これは倒壊の危険のある、可能性のあるもの大・中・小と分けていまして、小は飛散しない、比較的空き家であっても危険度が少ないもの、全部の合計でございます。大の危険性のあるものは、全部で18件ということになってございます。

以上であります。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 今すぐじゃあ対応しなければいけないのは18件ということだと思

いますけれども、大ということ。連絡取れているのかどうかっていうのもお聞きしましたけれども、そこら辺はどうなんですか。

○議長（西村 武） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 再質問にお答えをします。

特定空き家の方と連絡が、所有者の方と連絡が取れているかというご質問でございますが、ほとんどの方は連絡が取れてございます。ただ、登記上が亡くなっている方であったり、相続人が不明というものに関しましては、どうしても連絡が取れないということもございますので、お願い致します。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 今後の対策として、連絡が取れているところはそれなりに対応できるとは思うんですけども、相続の関係だとかそういう不明なところというのは、結局連絡が取れなくて、ずっとやはり残って行って、最後は大変なことになっていってしまうということだと思えます。私も何件か隣の空き家が大変な状態になっているから早く何とかしていただきたいと、そういう声、何回もあちこちから聞くわけですが、連絡の取れているところはいいんですが、それはまず説得によっていろいろ早くというふうなことで、こういうふうな制度もありますよということではできるとは思うんですけども、結局今聞きましたら連絡が取れないところもあるということです。これについては、今後どういう対応をしていくのか、そこら辺お聞きしたいと思えますけれども。

○議長（西村 武） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 再質問にお答えを致します。

現在、所有者がわからない方の空き家の件数ですけども、16件となっております。これらの方に関しましては、登記簿を取ったり、あるいは関係者の方の戸籍を取得したり、納税義務者等の調査により相続人探しを進めているところでございますが、現在に至っては、まだ確定されていないと、確認できていないという状況でございます。今後、この追跡して所有者の確認を求めたいと考えてございます。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 先ほど危険が大だというのが18件、今お答えになったのが16件ということですが、この16件というのは、まだ大丈夫だということも含んでいると思うんですけども、本当に今やらなきゃいけないと連絡が取れてないところは危険が

大だというのは、18件中何件あって、そこへの対応をどうするのかということをお聞きしているんですけれども、そこら辺はどうでしょう。

○議長（西村 武） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 再質問にお答えを致します。

先ほど答弁致しました特定空き家の危険の高いもの、倒壊の可能性が高いもの18件につきましては、全部確認が取れているとのことでございます。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） では、危険が大だというところの18件については、市としても速やかな親切な対応を求めていると思いますので。

それから、固定資産税の扱いなんですけれども、解体後の更地になった固定資産税が秋田市あたりは6倍になるとか何倍になるとかという話も聞かれておりますけれども、この潟上市においては、そこら辺は地域によっては違うんですけれども、どのような状況になりますか。

○議長（西村 武） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） ご質問にお答えをします。

住宅が建っているいわゆる小規模住宅用地200平米までに関しましては6分の1の軽減ということは、これは全国的に決まっております。地方税法で定められておりますので、本市においても軽減は6分の1となっております。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） この質問の中に課税標準額が高くなるのが実態ではないでしょうかと、これは解体後の固定資産税、土地。これは本市ではどうなのかということもお聞きしているんですけれども、そこら辺はどうなんですか。

○議長（西村 武） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） ご質問にお答えをします。

課税標準が高くなることはあるのかというご質問でございますけれども、土地に関しましては課税標準が高くなるということはありません。ただ、何と言いますか、普通は評価額で6分の1課税標準が減額になっていることとございますので、家屋がなくなれば課税標準が評価額と同じになるということとございます。ですので、結果的に課税標準が上がるといえると思います。ですので、古い家ですと税額が家の分というのがすごく少ないわけですし、土地の分が上がると、逆に固定資産税が高くなる

いうケースはよくあるケースでございます。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 先ほどの答弁では、固定資産税については全国の実施状況を見て対応するということの答弁がありました。実施状況というのは、いろいろな実施の状況があるんですね。3年間は、土地整理するまでの3年間とか、5年間とか。私はこういう措置は、やはりぜひやっていただきたいと思っておりますけれども、先ほどの答弁では実施状況を見ながら対応ということですから、これは将来的にはそういう方向でやっていきたいということよろしいですか。

○議長（西村 武） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 再質問にお答えを致します。

市の施策として減免を行うということが決定しましてから検討すべき事案と考えてございます。ご了承をお願いします。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） すいません、今の答弁ちょっとわからなかったもので、もう少し噛み砕いて答弁お願いしたいと思います。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（総務部長事務取扱）（栗山隆昌） すいません、ご質問に対して、私の方からちょっとお答えさせていただきますけれども、先ほどのまず家屋を取り壊した際に非住宅になりますので、税金は上がるのかというご質問でございますが、これは地方税法上、そういうことになります。取り壊しますと、土地の値段というか税額が上がります。ですから、これはどこも同じでございますので、そういうふうにご理解ください。

それから、先ほど市民福祉部長がお答え致しました今後、全国の自治体の実施状況を鑑み対応してまいりたいということでございますけれども、それを固定資産税、空き家解体後の固定資産税の減免について非住宅でなくて建物があつた状態の税額をこれ維持するという、3年間維持するというお話でございますけれども、そういうことの全国的な流れ、その辺も考慮しながら検討していきたいと、そういうことでございますので、宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 全国的な流れは、これから空き家がどんどん増えていきますので、

やっとならば、やはりせつかく解体しようかなと思ったことに対して、やはりストップをかけることになると思いますので、せつかく頑張った方については、固定資産税をやはり安くしていくと、数年間は、そういう私は措置が必要だと思いますけれども、最後にもう一回お願いします。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（総務部長事務取扱）（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

確かにおっしゃることもそのとおりかとも思いますが、根底にありますのは地方税、税法です。この税の公平性、これは非常に大事なことだと思います。その上で、この解体後の固定資産税の扱いというのは減免に、はたして当たるのか、ふさわしいのかということも、これは非常に考えるところがあると思いますので、その辺も含めて慎重に対応していきたいと思っております。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 最後にしたいと思ったんですけれども、実際に実施している自治体があるんです。なぜやっているのかと。そこあたりもっと研究して、交流しながら、なぜこういうことをやっているのかということ、自治体もやはりもうちょっと考えていくべきじゃないかということ、提言致しまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって12番藤原典男議員の質問を終わります。

皆さんにお諮り致しますけれども、暫時休憩をしますか。それとも引き続き行いますか。

（「休憩し引き続き」の声あり）

○議長（西村 武） それでは10分ぐらい休憩したいと思いますけれども、その後、12時若干過ぎると思いますけれども、よろしいでしょうか。引き続き、せつかく傍聴人も来ておりますので。

じゃあ暫時休憩します。37分まで休憩します。

午前11時27分 休憩

.....  
午前11時37分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

16番大谷貞廣議員の発言を許します。16番大谷議員。

○16番（大谷貞廣） 改めて、おはようございます。通告に従いまして2項目6点の質問をさせていただきます。

1点目、第2次潟上市総合計画について。

潟上市に住むことに誇りを持てるまちづくりに取り組むための総合的な指針として位置付け策定した計画は、長期ビジョン、基本計画、実施計画で構成され、長期ビジョンは直面する課題等を検討、将来像や基本目標を実現するための基本的な方向性を示す。平成28年度を初年度として平成37年度を目標年度とする10年間の期間とするものであります。

基本計画は、長期ビジョンに基づき今後取り組むべき施策を各分野にわたって定め、平成28年度から平成32年度までの5年間を前期、平成33年度から平成37年度までの5年間を後期とすると。実施計画は、具体的に実施する事業の優先順位、内容、財源等を示す予算編成の指針となるもの、3カ年計画として策定し、毎年度見直し、ローリング方式によりマネジメントシステムと連携を図って、総合計画の進行管理を行うとされている。ここで所見を伺います。

進行管理をマネジメントシステムと連携し、目標の達成点検、評価方法とは。

次に、庁舎周りの環境整備は。

二田追分線の歩道計画は。

2点目、雨水排水のインフラ整備について。

潟上市は、県都秋田市に隣接し、ベッドタウンという都市的な特性として開発・発展してまいりました。天王地区・追分・出戸は、市街地のアスファルト化が進み、路面の多くは舗装され、雨水の地中浸透が阻害され、最近の豪雨で河川が少ない当市では住民が排水の対応に追いつかず苦慮している箇所が増加傾向にあるのが実情であります。

国は、ゲリラ豪雨をはじめとした強い雨の頻度が増す中で、5年に1回程度の大雨に対応できる下水道の整備を求めております。当市の所見をお伺います。

下水管に生活排水を流す污水管と、大雨に対応する雨水管の整備普及は。

雨水の分散管理の考え。

老婆心ながら、台風による高潮の対応と。

以上でございます。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。栗山副市長。

○副市長（総務部長事務取扱）（栗山隆昌） 16番大谷貞廣議員の一般質問の1つ目「第2次潟上市総合計画について」の1点目及び2点目についてお答え致します。

1点目の「目標の達成点検、評価方法」であります。第2次潟上市総合計画は、大谷議員がおっしゃいますように長期ビジョン、基本計画、実施計画の3層構成で成り立っております。

本計画の進行管理につきましては、長期ビジョン及び基本計画では、それぞれ10年及び5年の計画期間が終期を迎えるタイミングで、計画に掲載した成果指標や活動指標の将来目標値に対する達成状況を確認し、全体的な見直しをして次期計画の基本目標や政策・施策に反映させることとしております。

実施計画では、3年の計画期間であります。毎年度末に掲載された具体的な事業について進捗状況を確認し、計画の見直しをしております。この実施計画には、個別の事務事業が掲載されておりますので、いわゆるマネジメントシステム、本市においては事務事業の行政評価がこのシステムに該当すると認識しておりますが、この行政評価の結果との連携を図って計画の事業の改善や予算編成の際の参考としております。

総合計画の進行管理体制につきましては、庁内には、市長・副市長・教育長及び部長級職員からなる「総合計画政策会議」を、また、外部には市民20人からなる「まちづくり市民会議」を設置しており、それぞれによりまして毎年計画の進捗状況の検証を行っております。

ご質問の2点目「庁舎周りの環境整備は」についてお答え致します。

庁舎周りとは、市役所本庁舎周辺のことと思いますが、ご承知のとおり県道秋田天王線沿いの庁舎側一帯には、まとまった市有地が存在しております。

環境整備につきましては、他の市有地同様に危険樹木の伐採や除草作業等を行うなど、整備に努めているところでございます。

現在は、具体的な活用方法はございませんが、今後の利活用につきましては、市の全体計画の中で財政面を考慮しながらの検討になるものと考えております。

○議長（西村 武） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 16番大谷貞廣議員の一般質問の1つ目「第2次潟上市総合計画について」の3点目「二田追分線の歩道計画について」お答え致します。

ご承知のように市道二田追分線は、追分地区から国道101号線までの路線で、天王地区において公共施設及び地域間連絡道路として重要な路線に位置付けられております。

また、通学路でもあるため地元地域からは道路拡幅、特に歩道設置について強く要望されており市でも整備の必要性について十分に認識しているところであります。

路線のうち、三軒屋地区から細谷地区までの約2キロメートルの区間は、歩道の未整備区間があり、朝夕の通学時間帯において事故の危険性が予想されることから、車両交通の改善及び歩行者との接触事故防止等を解消するため、平成26年度から国の補助事業であります社会資本整備総合交付金事業の「防災・安全交付金事業」を活用して着手しております。

現在の整備状況については、設計・用地調査及び補償調査の一部を完了しております。今後の事業につきましては、国庫補助事業費の予算配分状況にもよりますが、順次、用地補償交渉並びに工事着手する予定でありますので、工事等本格的に実施する際には、地権者及び地域住民への説明と理解を得ながら事業を推進してまいります。

○議長（西村 武） 村山水道局長。

○水道局長（村山久尚） 16番大谷貞廣議員の一般質問の2つ目「雨水排水のインフラ整備について」の1点目「下水管に生活排水を流す污水管と大雨に対応する雨水管の整備普及は」についてお答え致します。

鴻上市の下水道事業は、生活排水を流す污水管と、昭和・飯田川地区では、5年に1度の大雨に対応するため、河川に放流する雨水管渠の整備を進めてまいりました。

大谷議員ご指摘の天王地区については、河川がないなど地形的な要因により、多額の整備費用がかかることから、下水道事業としての雨水処理の計画はなく、整備は行っておりませんでした。

平成25年に、最近多く発生する天王地区の雨水処理対策のため、県下水道課と東北地方整備局との間で、雨水管渠と雨水浸透施設を効果促進事業として整備できないかを協議した経緯がありましたが、雨水浸透施設については、地下水位が高ければ浸透効果が期待できないこと、また、下水道事業で実施するためには、調整池等、用地確保と維持管理、さらには10年で延べ50戸以上の床上浸水被害等の採択要件があり、実施は困難との指摘を受けております。

これらのことを踏まえて天王地区での雨水を下水道事業で整備することは難しいと考えております。

○議長（西村 武） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 16番大谷貞廣議員の一般質問の2つ目「雨水排水のインフ

ラ整備について」の2点目「雨水の分散管理」についてお答え致します。

近年の異常気象における集中豪雨に起因する道路冠水等の対応は、市と致しましても大変苦慮しているところであります。

ご質問にありますとおり、天王地区、追分地区及び出戸地区は、豪雨時には宅地より低い市道等に流れ込み冠水し、通行不能となる箇所があることを把握しております。

市では「第2次潟上市総合計画」の施策として、安全・安心な道路利用を目的とした道路冠水対策として、市では雨水対策事業を実施しております。

道路事業による雨水対策については、冠水箇所の浸透柵設置や既設の側溝を大型側溝への布設替え工事の実施など、局所的な整備を実施するなど、計画的に事業を推進しているところですが、すべての道路冠水に対応するためには、長い年月と多額の経費が伴います。しかしながら、道路事業での雨水対策に対する補助制度がなく、すべて市単独事業で実施しなければならないため、財源措置も考慮が必要であります。ただ単に大型側溝を布設して時間をかけて水を浸透させる方法がよいのか、根本的な解決にはその地区全体の詳細な雨水排水に関する経路等の調査解析と整備計画による対策が必要と考えております。

以上です。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（総務部長事務取扱）（栗山隆昌） 16番大谷貞廣議員の一般質問の2つ目「雨水排水のインフラ整備について」の3点目でございますが、「台風による高潮の対応」についてお答え致します。

高潮を引き起こす要因としまして台風の発生があります。近年、台風は、日本海近海でも発生し勢力が衰えずに北上するなど、北日本（秋田）へも接近・上陸する回数が増えているように感じております。市としましては、風水害に関する情報は、防災に生かしやすい情報と捉えております。特に台風は、その経路等により、予想し得る気象状況を早期に把握し、高潮等にも対応できると考えております。また、気象庁が発信する「高潮警報」は、台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生する恐れがあると予想されるときに発表されることから、秋田地方气象台との連絡体制を確立し、警報レベルに従って段階的な職員配備を図ります。

なお、高潮被害が予想される地域が生じた場合は、住民への避難勧告等の早期発令に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（西村 武） 16番、再質問ありますか。16番大谷議員。

○16番（大谷貞廣） まず、1点目の総合計画なんですけれども、確認の意味で、前日、藤原市長からも所信表明で述べております。私の基本姿勢は、対話と交流だと。市政運営は、基本姿勢はここにあると、そういうことをおっしゃっております。なおかつ30年度の予算編成は、第2次潟上市総合計画に盛り込まれた諸施策を積極的に推進するとおっしゃっております。私の確認の意味なんですけれども、まちづくりって何だ、安心・安全に暮らせることができるまちだよと、これを大前提にして第2次の潟上市の総合計画を作成しているはずなんです。当然のことなんですけれども、市民と行政は信頼関係でなければだめだよということをおっしゃっております。その中で、当たり前のことなんですけれども、限られた財源で行政サービスを低下させないで健全財政を維持しながら、効率的で効果的な効率的な行政運営、管理ではないと。経営と考え、民間の経営理念、経営手法、つまりマネジメントサイクル「Plan Do Check Action」、これを有効に、しかも積極的に取り入れて市民目線に立ったサービス提供をすることであって、成果に重点を置いて行政活動を行うと、こういうことを大前提にしております。ただいまの私の質問そのものは、財政が直接かかわることで非常に無理なんですけれども、やはり市民が非常にまいつていることが多々最近が増えてきております。

そこで、あえてこの評価方法というやつは、民間では、このマネジメントサイクルを駆使してどうあるべきかをやって、成果を上げておるはずなんです。そういうことで評価方法とはって質問したわけなんですけれども、わからないわけではないんですけれども、第1点目は今後ともひとつ市民のために、市民の目線に立って実施していただければ幸いです。

2点目なんですけれども、庁舎周りの環境整備と。先ほども答弁されております。内容はわかっておりますんですけれども、3年目になりました。そうすれば、何となく私でなくても、ほかから来るお客さん、あるいは道の駅があるもので、その101号線は結構歩く人が相当多い。それから、アクセスもこうなってくるわけで、やはりこの自然を損なわない、但し市有地があるよと、これもわかっております。けども、道の駅のくららっていうやつは潟上市のドル箱の観光地になっているはずなんです。その玄関、しかも市役所という背景があります。そうだとすれば、大体公園管理っていえば、年3回ぐらいは多少のお手当てをして、他人様に、なんと汚ねねがと言われなようなシス

テムをとっているはずなんです。と思っております。時代とともに変われば変わったかもしれないけども、そういう手法を用いてあったはずなんですけども、これもまた金掛かるものですからあれこれは言えませんけれども、そういう観光地を控えて庁舎とありますので、そこいら辺。それから、周りを考えれば、空き地があるわけです。これを民間の方々とタイアップして何かをできないかなと、こういう提案を含めて私の庁舎周りの環境整備と、ここひとつもう一度。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（総務部長事務取扱）（栗山隆昌） 大谷議員の再質問にお答え致します。

先ほど答弁させていただきましたが、あそこの県道沿いのところ、庁舎一带についてはまとまった市有地が存在しています。皆さんご案内のとおり、あそこの市有地につきましては、今現在は普通財産ということでございますけども、確かにあそこを通る皆様にとって、見栄えがいいとはちょっと言えない状況にあることは我々も理解しているところでございます。先ほど言いましたとおり、財政面の問題もございまして、それらを含め、何とか皆様ご相談しながら、向かい側がグリーンランドということもございまして、できれば一帯となった整備ができれば一番いいんでしょうけども、今のところはまず普通財産、市の市有地ということになってますので、その整備についても今後ご相談していきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 16番大谷議員。

○16番（大谷貞廣） 3点目の二田追分線の歩道計画、もう一度確認したいと思っております。

これはやはり計画的にやるのが当たり前なんですけれども、調査の終わったところをどのように考えているか。

もう一つは、私の住んでいる出戸新町は、背景、地形というものを頭に置いてプランをしてもらえばどうだかという、おのずとわかると思います。これは次にもかかわることですけども、あそこのところは、うちの方は、二田追分線の方が高い。そうすれば、最近の雨では一気にドンとくるわけです。それがどこにくるかって言えば、真ん中のあの道路に来るわけなんです。それぞれの対応はしていただいております。これはありがたいことなんですけれども、この対応に住んでいる方々がなかなか苦慮しております。勘定してみれば10本ぐらい、ストレートに来るんです。雨降れば、高いからドドドッと来るわけなんです。そうすれば、いろいろな対応をいただいているんですけども、

なかなか、そういうことで、できれば歩道計画というものを早めに、この優先順位とか、そういう対応というんですか、学童の通学路もあります。冬場になれば、こちらの方の小学校学区単位、中学校学区単位のあるところから歩く人方というのは、大変な思いで歩いているはずですよ。そこら辺をもう一度、どういう計画なのか宜しくをお願いします。

○議長（西村 武） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 大谷議員の再質問にお答えします。

二田追分線の歩道整備につきましては、大変重要な路線と考えておりますが、先ほども申し上げましたとおり、平成26年度から国庫補助事業を活用しながら用地調査及び補償調査、また、測量設計業務を行っております。であります、測量設計業務は、計画路線全路線2kmのうち全部終了しております。であります、用地測量、あと補償調査の方がまだでき上がっておりませんので、まだ工事実施には至っておりません。

また、26年・27年は事業実施をしましたが、28年・29年は国の予算配分が年々減少傾向にありまして、それは現在、ほかの場所の進行されている箇所を優先的に配分されている関係上、この地区については一端まず停止状態になっているところであります。であります、現在行われている事業が間もなく完了した後に、この二田追分線の歩道整備事業を再開して進められていくことになろうかと思っております。

あと、二田追分線の道路自体が高い関係上、周辺の土地にその降った雨が流れていって対応に苦慮しているということでしたので、その道路の高さも今後の道路計画に考慮に入れながら対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（西村 武） 16番大谷議員。

○16番（大谷貞廣） ありがとうございます。

ただいまの2次計画の3点の質問、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

なお、市長におかれては、国とは相当太いパイプを持っていると思って私は確信しておりますので、ぜひ秋田県を通り越して何かをやっていただきたいなと思っておりますので、市長、何かあったらひとつ宜しくをお願いします。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまの大谷議員の励ましにお答えさせていただきますが、私が前職、国にいたということもありまして、それはそれなりに各省庁には友人もおります

し、知り合いもおります。ただ、我々は組織としてこの行政運営に当たっておりまして、組織として市町村があり、そして都道府県があり、そして国があると。これは、どこがどうだということではなくて、それなりの役割分担をしているわけです。この今お尋ねの最後の道路のこと、実は私、先日、追分の方まで用事がありまして、そこを歩いてまいりました。雪が解けてきて、歩道がついている箇所は広い歩道がついて歩きやすいだろうなど。それが突然切れているという状況になっている。ここまで通してあげれば、天王南中学校まで行くまで安心して行けるだろうなどということは本当に思いました。ただ、あそこをまたさらに延伸するためには、多額の財政負担、これは国であり県であり市でありということが必要になってまいります。私ども最近、道路につく財源がなかなか大がかりなものがついてくるのが少なくなってきたということも担当から聞いております。私なりに私の人脈を通じてお願いすることはお願いしてまいります。それが私だからできるということであっては決して持続可能な市にはならない、きちんとしたチャンネルで、きちんとした方向性で、きちんとした行政運営でやっていって、それがきちんとついていくということが最終的には市民の皆様が長く私は幸せになれることではないかなと思います。ただ、私にあるものについては、すべからず市のために尽くすつもりではおりますが、励ましの言葉と捉えて今後ともまたご支援賜りますようお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

○議長（西村 武） 16番大谷議員。

○16番（大谷貞廣） どうも市長、ありがとうございました。

1点目の項目については終わります。

2点目の雨水排水のインフラということなんですけれども、私この、何でそういうこと、3点を質問の2点は合致するんですけれども、3点目はちょっと無理な質問なんですけれども、あえてここに挙げたんですけれども、いずれ2点は、ほぼ似たりよったりなんですけれども、要するに下水道の整備したやつは、局長の言うとおりに私非常に無理な質問してると思って、だけれども、やはり雨の問題、結果的にそれで泣いてるんですよ。これやはり地形的にこれは無理だと思うんですけれども、ここで、マスコミに発表したやつ、これは国土交通省でまとめたことなんですけれども、5年に1回の大雨の浸水対応ということで、市街地の下水道の42%が未達成であるよと。国は何と言っているかと言えば、先ほども申し上げましたんですけれども、5年に1回程度の大雨に対応できる下水道の整備を求めるが、全国で42%が終わっていないと、こういうことを言っていま

す。だけれども、これ黙ってられないもんですから、どうだかっていうことをいろいろ問うてるんですけども、秋田県は下水道による都市浸水対策達成率46%と書いてるんです。それから、このために、やはり大都市だから言えることなんですけども、但し、こっちは大都市と言われなくても最近の雨の状態を見れば、ただの雨でないわけですな。それにどう対応しているかということは、先ほど産業建設部長も非常に苦慮していろいろな対応をしていただいているのはわかっております。だけれども、これをもちょっと何とかって言うわけで、これもまた雨水管理の分散管理って、そういうことをマスコミで流していることがありますのですけれども、何としてるかっていえば、農業用のため池だとか学校のグラウンド、それから、こういうようなことをやっているよと。各地でやはりいろいろなことをやっているわけなんです。例えば、宅地が低い場合は条例つくったりして、ちょっと上げるとかっていう、そういうようなことも模索しますよ。こういうようなこと、これはマスコミだから言えることなんですけれども、この中には学者の専門の河川工学の大学の教授だとか、いろいろな方々がその中に参画をしてやっているわけなんです。だもんですから、やはりこれからの潟上市の発展のためにも、やはり自然災害って言う、災害ではないんでしょうけれども、泣きどころの流す、雨水がないもんですから、ここいら辺をやはり、もう何ていうんですか、オール潟上で何とかこのいろいろな施策が、方策ができないものかなと、産業建設部長もちょっとちらっと言っていたんですけども、そういった検討の仕方というやつは、どうだもんでしょうか。私は素人で申しわけないけれども、言いだしっぱなしで申しわけありません。ひとつ宜しく。

○議長（西村 武） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 大谷議員の再質問にお答えします。

先ほども申しましたが、道路冠水に対応するためには、長い年月と多額の費用がかかります。であります、たまった水をそのまま放置しておくという考えはありません。でありますので、現在のところは、大型の浸透側溝で対応しているのが現状であります。でありますので、今後ともその方向は変わらないんであります、今、大谷議員から言われたとおり、民間の敷地やグラウンドの利用、ため池等を何とか言いますか築造して、そこにためて浸透させればいいんじゃないかということもあります、そのためにはどのくらいの水量がどの範囲でその地区に流れてくるのかとか、あと、どのくらいの降雨強度と言いますか、強さで雨が降るのかというのを専門的に調査研究しながら、水の集

水範囲を確認しながら、それに見合う施設を建設しなければなりませんので、今後の調査研究が必要だと考えております。

以上であります。

○議長（西村 武） 16番大谷議員。

○16番（大谷貞廣） 最後の台風による高潮の対応ということなんですけれども、これ全く私の老婆心です。なぜこういうことを言うかと言えば、最近、要するに潟上の沿岸、海岸だすな。護岸工事だか何かやるとかっていうお話は出ています。余計なことなんですけれども、出戸浜に何回か最近行った人おられますか。目と鼻の先まで砂浜が侵食されて、ないんです。それだもんだがら、これやはり台風ってば必ず水位があがる。そしてもう一つは、船越水道もああいう具合です。上がれば必ず一向だとか漁業会の方にドドーンとくるわけです。そういうことで、あえて私は何とだべがな。別に人心をあおっているわけではございません。自然災害は、そもそも個人が対応するのが基本なんです。だけれども、これはなかなか難しい問題だなと思って、あえて挙げたんでございます。宜しくお願い。

○議長（西村 武） 終わるんですね。答弁いらないんですね。

○16番（大谷貞廣） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって16番大谷貞廣議員の質問を終わります。

すみません、皆さん、もう1名です、今日。引き続きやりますか。よろしいですか、議員の皆さん。

（「継続」の声あり）

○議長（西村 武） 継続という声がありますので、引き続き行います。

それでは、7番 鑑 仁志議員の発言を許します。7番 鑑議員。

○7番（鑑 仁志） 傍聴者の皆さんも、お昼過ぎて申しわけないんですけども、じゃあ私の方から今回の議会に対して2点ばかり質問させていただきたいと思います。

1つ目は、飯田川保健福祉センターの風呂の再開についてであります。

この度の選挙を機に、私は地元飯田川を重点として見聞したところであります。目にした光景は、空き家の増加、若者との別世帯による老夫婦だけの家庭が多く、何かあったら頼むと依頼の言葉が数多く聞かされました。中には大雨が降ると裏山が崩れはしないかと、いつもびくびくしているという悲愴な現実もありました。

また、耳に入ったこととしては、毎年夏祭りに有名歌手を招いて多額の出費を重ねる

よりも、こと潟上市に文化会館なるものがほしいとの要望、中でもとりわけ要望が多かったのは、風呂の再開を望む声でありました。

この風呂に関しては、平成10年に国が多額の国保税を憂い、減少を目指し、全国に補助をくだし、予防と健康増進を願い風呂の設置を決めたものであり、したがって費用対効果の対象としてはいかなるもののでしょうか。

今、高齢者の多い地域で集う場は、みずからすすんで参加できる場所があるということが連帯感のある暮らし、そして心の元気は健康にもつながるのではないのでしょうか。現在の足踏み状態から風呂再開へと願うものであります。

昭和のレイクプラザの湯、井川のサクラ湯と、それぞれに利用はしているものの不便さを嘆いております。再考を願うものであります。市長のご答弁を求めます。

2つ目、平成29年度の総括について。

藤原市政も間もなく1年になろうとしています。今年度を振り返り、どのような点に配慮し、どのような成果があったのかなど、本年度の総括をどのように考えているか答弁を求めるものであります。

以上2点について答弁を求めます。

○議長（西村 武） 当局の答弁を求めます。藤原市長。

○市長（藤原一成） 今の鑑議員のご質問、まず2点目の「平成29年度の総括について」の方から私の方からお答えさせていただきます。

昨年4月の市長就任から間もなく1年を迎えます。昨日の施政方針でも申し上げましたが、これまで、市議会、そして市民の皆様、また、市職員などあらゆる方々との「対話」と「交流」を第一に市政運営にあたってまいりました。

こういった成果の一つが、例えば本日お見えの傍聴の方々、非常に傍聴の方々が増えたということも一つの成果であろうと思っております。私と市議会の緊張感のある関係にとっても、傍聴の方々がいるということは、私にとって励みになりますし、議員各位におかれても、そのように思います。

さて、私は、いつも申し上げているとおり、対話と交流の中から様々なアイデアや改善点が見出せると思っておりますし、対話と交流を活発化させれば、必ず「渦」が巻き起こり、その渦の力こそが諸課題の解決につながり、現状を打破していく原動力になるものと確信しております。

本日の一般質問の議論も、その一環であるとも捉えております。

多くの対話と交流を実践してきたことが一つの成果であり、今年度はその中から来年度の予算の重点の骨格として見えてきたものを中心にして少し述べさせていただきます。

その一つは、やはり子育て支援の充実と教育環境の整備をしていかなければならないということでもあります。

潟上市は、これまで子育て支援の充実に努め、住みよいまちとして県内外から認知されるようになってまいりました。私も市長に就任してから学校や幼稚園・保育園・こども園に何度も足を運んでおりますが、その度に潟上市の子どもは立派だなど、本当に頼もしく思っております。この子どもたちに、さらに郷土潟上に誇りと愛着を持ってもらえるように、我々大人が行動で手本を示し、まちづくりの基盤を、より強固なものとして次世代に引き継いでいくことが、今を生きる私たちの大切な使命であると、さらに認識させてもらいました。

間もなく中学校、小学校、幼稚園・保育園・こども園においては、卒業式・卒園式であります。皆様方の厳粛な中のあたたかなお祝いを私からも切にお願いするものであります。

本市には、待機児童の問題をはじめ様々な課題があります。昭和地区3園を統合した「昭和こども園」の整備がその問題解決の一つであります。4月の開園は間もなくであります。私が市長に就任した6月議会で、このご判断を市議会に求めた際の私はとても苦しかった思いがあります。私自身が先ほど述べたとおり、対話と交流で市政を進めていくと、まだまだ対話と交流が足りないのではないかという一方でご意見をいただきながら、しかし、全県の中でも多いと言われる待機児童の問題を、これ以上引き伸ばすわけにはいかない、さらには、昭和地区の中心である、センターであるはずの昭和庁舎が、このまま、このままの状態ではいけないという思いの中で最終的な私自身の決断をし、議会にお諮りをし、お認めいただきました。この場を借りてお礼を申し上げます。

2つ目は、産業振興と企業誘致、つまり若い方々の働き場所、その確保であります。

市民生活の向上はもとより、地域社会づくりを推進する基盤であり、自治体運営を行う上で財源確保という観点からも重要な課題であります。おかげさまで一昨年、昨年と企業誘致が成功致しました。例えば航空機産業の山本精機さん、山形県の富士ソーイングさん、そして待望の昭和工業団地に工場を新設することになった東洋熱科学さん、3つの企業が本市への進出が決定しておりますし、操業を一部始めております。

このような企業、さらには既存の企業の中でも規模を拡大したい、ないしは昨日東京

に行かせていただいて、市庁舎の後ろにある五洋電子さんの親会社、日立国際の方を訪問してまいりました。そのとき重役の方から、これもあれも、これもすべて潟上で作った製品なんだと、これが世界に羽ばたくんだと言っていたいただきました。そういった中でも、さらには今の操業状態はとてもよく、潟上市での労働環境も非常にいいというお言葉もいただいております。

このような新しく来られる企業、そして今ある企業、市ででき得る限りの支援を申し上げながらも、さらには農林水産業にもきちんとした目配りをしながら産業振興、企業誘致に努めてまいりたいと思っております。

3つ目は、市民の方々が健康で長生きしていただく、健康寿命という四文字熟語で、ちょっと冷たい感じがありますが、健康で長生きしていただく、そのために八郎潟ハイツ跡地に整備する「防災・健康拠点施設」は、まさにこの活動の中核を担う施設であります。

さらには、自主防災組織の育成や住民の防災意識の向上等に加え、若い世代を含む幅広い世代の方々が、健康づくりに積極的に取り組むことができる環境を整えることによって、先ほど大谷議員からもご指摘のあった安全・安心で元気な地域となることを目指しております。

施設のオープンは今年10月頃を予定してございますが、今は名称の公募が終わり、選定作業に入っておるところであります。この施設にふさわしい、我々の願いがこもった名称となるよう選定作業を進めてまいりたいと思っております。

これらが今年1年の成果であり、今後も本市の強みを生かす取り組みや課題解決に向けた取り組みを平成30年度当初予算案に反映させることができたと思っております。

また、市民の皆様から、職員はじめ市役所の雰囲気の前よりもよくなったというお褒めの言葉もいただくことがあります。これも一つの成果ではありますが、それと同時に多くのご叱責もいただいております。まだまだこういうところが足りない、ああいうところが足りない、そういうこともあります。例えば、今年は昨年よりも雪が少のうございました。除雪の作業、いかがでございましたでしょうか。除雪が始まる当初、担当部局には、やってくださる方々は業者ではなくて、我々と同じ市政を担う仲間なんだという思いで声をかけてほしいとお願いしました。なるべくかゆい所にでも手が届くようにやっしてほしいとも述べました。市の職員少ない中でも、何度も何度も市内を点検し、やってまいりましたが、それでも私にこういうところが残念であったと、何も私たちを

責める口調ではありませんでした。残念であったというお言葉を頂戴しました。ある方のこの世とのお別れの日、そこに至るところの国道、県道は除雪されていたが、市道はあまり除雪がされていなくて困ったと。生涯を、この世を去るにあたるそういう日に、それはとても残念であったと私の心にも深く響いてまいりました。担当部長からは、すぐに私におわびの言葉がありました。私に謝ってもしようがない。市民の代表としておわびの言葉を受けるが、そうでないようにすることがまず第一であるということであり。そのすぐ翌日、翌々日でしたか、町内会長さん方、自治会長さん方の研修会の際がありました。この話を申し上げました。我々市の職員だけで足りないところが多々あるはずであると。それはおわび申し上げますが、どうぞ町内会長さん方、もし周りで除雪が、ここがよくないとかそういうことがありましたら市の方に教えていただけないかということがあったら、その後すぐに、ある地域の町内会長さんから、あそこで人がお亡くなりになったので除雪をきちんとした方がいいよというアドバイスを頂戴し、すぐにうちの職員は対応したと聞いております。こういった皆様方から助けていただきながら、そして我々職員も市民の皆様へ寄り添いながら日々の仕事をするということ、今以上に肝に銘じていかなければならないと思っています。私が市政をお預かりしてまだ1年弱ではありますが、今後、市政運営の基盤をさらに強固にしていく必要があるとも思っております。これも議員各位、また、市民の皆様からのご指導・ご協力の賜物と厚く御礼申し上げますとともに、この先もご指導、そしてご鞭撻を宜しくお願いしたいと思います。私自身、初心を忘れることなく努めてまいり所存であります。対話と交流をベースに、すべての市民が活躍し、みんなが主人公となる「チームかたがみ」で、まちづくりの歩を進めてまいりますので、今後とも何とぞ宜しくお願い致します。

質問1につきましては、当初の答弁を市民福祉部長からさせ、もし足りないところがあれば私の方で補わさせていただきます。

以上でございます。

○議長（西村 武） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 7番 鑑 仁志議員の一般質問の1つ目「飯田川保健福祉センターの風呂再開について」お答えを致します。

ご質問にありますように、飯田川保健福祉センターは、これまで多くの市民の方々の健康と福祉の向上に寄与してきた健康福祉施設であり、高齢者の集う地域憩いの場であると認識をしております。

現在、風呂は休業中ではありますが、高齢者の方が来館し、和室でのお茶飲み会や語らいの場として変わらず利用できるよう開館しており、高齢者が集う拠点施設として、引き続き利用していただきたいと考えてございます。

風呂の再開を望む市民の声も届いておりますが、利用者は以前お示ししたとおり1日平均20人と少ない状況であります。また、75歳以上の市民を対象とした「ふれあい交流支援事業」では、市内3つの入浴施設の中から1つの施設を選択し、無料で入浴ができる利用券を配布しておりますが、平成26年度から28年度の利用実績の割合では、天王温泉「くらら」が91.2%、「プラザの湯」が5.3%、「同センター」は3.5%と75歳以上の高齢者の方でも多くの方が「くらら」まで足を運んでいることなど、再開にあたっては利用者の減少が大きな問題であり、増員に向けた方策が必要と考えてございます。

風呂事業の方向性については、もう少しお時間をいただき、結論を出したいと考えておりますので、ご理解をお願い致します。

以上であります。

○議長（西村 武） 7番、再質問ありますか。7番鑑議員。

○7番（鑑 仁志） 市民福祉部長の方から説明ありましたが、私はこれ、問題は12月のときもこの質問は、ちょっと話をしておるわけですけども、あれから3カ月ということでもありますから、その去年の4月から休んでおるわけですけども、11カ月間かな、今、1年以上も休んでいて、なおかつやらないということであるならば、これはちょっと、非常に問題があるんでなかろうかなと思う。ただ、今、昭和と天王には風呂があるんですけども、ないのは飯田川だけだと、こういう市民の声が非常に多いわけでございまして、やはり再開するということの前提にやはりならないと、うまくないんじゃないのかなと私は思いますけども、その辺いかがですか。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 今の再質問にお答え致します。

前、私答弁したことがあります。同じことをもう一回申し述べますが、あった方がいい施設に決まっています。これは飯田川の地元の方から私も言われたこともありますし、それも非常に強い要望であったということも存じ上げております。

我々は、但し、この先ほどの利用実態であるとか、あるいは今後の湊上市、私、今回の来年度予算のときに一つの言葉を申し上げていて、この市を持続可能にしていくためにはどうしたらいいかということです。これまで3町の均衡ある発展と、これは当然堅

持致しますけれども、3町の均衡ある発展が3町ともにすべて同じ施設を全部持つてなくちゃいけないのかどうなのかということは、財政の状況も勘案しながら議会の皆さんと本当にお話を深めていきたいと思っています。私は、もう一度言いますが、あった方がいいし、できることであれば再開し、つくって差上げたいということはありません。しかし、今、我々抱えているのは、公共施設の再編等もございます。ですから、その中にどこまでどう整備していけば3町が公平になり、そして我々財政運営を維持していくためにも、どうすれば持続可能になっていくのかという観点でないと、今後の市政運営はなかなか厳しいものになってくるだろうというふうに思っています。しかし、先行きが暗いわけではなくて、例えばそれが温泉施設がもし利用者が増加が見込めるのであれば、これは多分民間の方がもう既に経営に乗り出してきているはずなんです。ですから、そういったことも鑑みながら、但し、鑑議員がご指摘のとおり、これはもともと費用対効果というかそういうものではなくて、福祉事業の一環で設置されているということも私承知しております。それですので、今しばらく検討の時間を頂戴し、我々やる時には、それ相応の数字であるとか、そういった方向性をきちんと皆様にお示しした上でご判断いただかなければならないというふうに考えております。

重ねてお願い申し上げますが、今しばらく私どもに時間をくださいますよう、宜しくお願い致します。

以上でございます。

○議長（西村 武） 7番鑑議員。

○7番（鑑 仁志） 市長の方から答弁いただきましたけれども、もう少ししばらく時間をくださいということでもございましたけれども、但し今、藤原市長の任期はもう3年あります。任期は3年です。3年以内にやはりこれやっていたかかないと、ちょっとうまくないんじゃないかなと私は思いますけど、そこら辺どうですか。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 再質問にお答えします。

私の任期はあと約3年、今ご指摘いただいて、ああそうかと思いましたが、私の任期というよりもですね、この市をいずれ誰が担おうがです。私がもう3年で一つやらねばならないのは、どうしていったら本当に持続可能になっていくかという方向性をすべてつくれるとまでは私は申し上げられませんけども、その方向性を議員の皆様と今回選挙をされてここにお集まりの18人の議員の皆様と本当にお話したいと思っています。それ

それぞれの地域で、それぞれほしいものもたくさんおありだと思います。先ほどご指摘のあった道路の問題であるとか、国保税を下げようとか、そういったものもあると思います。しかし、その際にどういうものを優先して、どういうものを今しばらく市民の皆様にご我慢いただくのかということ、やはりきちんと議会の皆様と私との間でコンセンサスがないと前に進めないと思います。このお風呂の問題は、飯田川の方だけの問題ではなくて、我々潟上市がこれから、こういった施設をどんどん施設は古くなり、更新せねばならない時期が必ずややってきます。そこまで我々はどうするのかということを考えてやっていかないといけないんだと思うんですね。そういったことをこれから議論しながらですね、私の任期というよりは、そういった観点で議会の皆様と話し合いを進めていきたいというふうに考えておりますので、どうぞ宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 7番、よろしいでしょうか。

○7番（鑑 仁志） これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって7番鑑 仁志議員の質問を終わります。

これで一般質問は、すべて終了致しました。

お諮りします。委員会審査等のため、3月7日から21日までの15日間、本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認め、3月7日から21日までの15日間、本会議を休会することに決定しました。

本日の日程は、これですべて終了致しました。よって、本日はこれで散会したいと思います。

なお、3月22日木曜日、午後1時30分より本会議を再開しますので、ご参集願います。

また、3月9日金曜日、午前10時より予算特別委員会を開催しますので、ご参集願います。

本日はどうもご苦勞様でございました。ありがとうございました。

---

午後 0時40分 散会

